【２割】　　　　通所リハビリテーション料金表

令和元年１０月改定
介護老人保健施設ケアポートすなやま

１．介護保険適用　　※報酬単位×10.17円（地域加算）の１割＜端数切上げ＞

※一定以上の所得のある場合に２割又は３割負担となります。

基本サービス費　６時間以上７時間未満						
		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
１日につき	単位	670	801	929	1081	1231
	１割負担額	1，363円	1，630円	1，890円	2，199円	2，504円

加　算					
項　目			単位	1割負担額	備　考
入　浴		1日	50	102円	一般浴・中間浴・特殊浴に対応
ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ加算（Ⅰ）		1月	330	672円	ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ計画を作成・実行・評価見直しを行う
ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ加算（Ⅱ）		1月	850	1,729円	同意を得た日の属する月から6月以内
			530	1,078円	同意を得た日の属する月から6月超
短期集中個別ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ実施加算		1日	110	224円	退院（所）日または認定を受けた日から３月以内
認知症短期集中ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ実施加算	（Ⅰ）	1日	240	488円	退院（所）日または通所開始日の属する月から３月以内
	（Ⅱ）	1月	1920	3,906円	
生活行為向上ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ実施加算	（Ⅰ）	1月	2000	4,068円	利用を開始した日の属する月から3月以内
	（Ⅱ）		1000	2,034円	利用を開始した日の属する月から3月超6月以内
ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制加算		1回	24	49円	ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ専門職を基準より　手厚い体制にしているため
若年性認知症利用者受入加算		1日	60	122円	若年性認知症の方に対して個別の担当者を置いた場合
口腔機能向上加算		1日	150	305円	口腔機能向上サービスを提供した場合（1月2回を限度）
栄養改善加算		1回	150	305円	栄養改善が必要な方に対する加算（1月に2回を限度）
栄養スクリーニング加算		1回	5	10円	6月ごとに栄養状態について確認・情報提供した場合
重度療養管理加算		1日	100	204円	要介護３・４・5の認定で厚生労働大臣の定める医学的管理の必要な状態の方に加算
送迎減算		片道	-47	-96円	事業所が送迎を行わない場合に減額
ｻｰﾋﾞｽ提供体制強化加算（Ⅰ）ｲ		1回	18	37円	介護職員における介護福祉士の割合が50%以上である体制のため
介護職員処遇改善加算Ⅰ		1月	介護保険利用所定単位数の4．7%を加算（全員に加算）		
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ		1月	介護保険利用所定単位数の2．0%を加算（全員に加算）		

２．その他の料金

日用品費		1日	180円	石鹸，シャンプー，トイレットペーパー，おしぼり等		
教養娯楽費		1日	150円	新聞，雑誌，レクリエーション材料費等		
食　費		1食	朝食370円　・　昼食680円　・　夕食550円			
経管・経口栄養食		1本	250円			
おむつ使用料	紙おむつ	1枚	170円	尿とりパット	1枚	50円
	紙パンツ	1枚	170円	紙おむつ平型	1枚	50円
クラブ費		実費				

※料金を提示した以外の日常生活品については実費をいただきます。